



4足教教教発第1682号
令和5年1月16日

足立区監査委員 様

足立区教育委員会

令和4年度定期監査(第二期)結果報告に対する措置について

令和4年11月24日付4足監発第1283号により提出された令和4年度定期監査(第二期)結果報告書の指摘事項に対して、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき通知いたします。

記

1 指摘事項

- ア 契約事務の適正な執行について <学校ICT推進担当課>
- イ 私立幼稚園に対する新型コロナウイルス感染症対策事業補助金の交付について
<子ども政策課>

2 意見・要望事項

なし

3 措置内容

別紙のとおり

担当 教育委員会事務局教育指導部
教育政策課教育政策 岡元 内線3516

1 指摘事項

所管課 学校ICT推進担当課

指 摘 事 項	措 置 内 容 等
<p>ア 契約事務の適正な執行について</p> <p>契約事務規則第3条第2項により、50万円未満の物品の修繕については、契約事務を処理する権限が課長に委任されており、所管課は、その責任において適正に契約事務を執行することとされている。</p> <p>ところで、学校ICT推進担当課の契約事務を監査したところ、次のような契約事務の基本から外れた行為が行われていた。</p> <p>学校ICT機器（児童・生徒用タブレット等）修繕契約について、契約請求決定日、契約決定日、契約締結先、契約期間、業務完了報告日・收受日、検査日及び修繕対象機器メーカーがすべて同一である50万円未満の案件が4件あった。4件の予定価格を合計すると148万6,980円であるため、契約課を通して1件の契約とすべきであるにもかかわらず、分割して主管課契約を行っていた。</p> <p>こうした取り扱いは、地方自治法、契約事務規則等に照らして不適切な事務処理であり、今後このような事務の執行が繰り返されることのないよう必要な改善措置を講じられたい。</p> <p>なお、令和3年度において、今回指摘した4件を含め、同種の学校ICT機器修繕契約を50件締結しており、大きな事務処理負担となっている。今後は、学校ICT機器の使用環境の特性を踏まえたトータル・コスト負担を考慮しつつ、機器調達を含め、より効率的な契約方法について検討されたい。</p>	<p>(1) 事実関係</p> <p>学校ICT機器（児童・生徒用タブレット等）修繕契約について、契約請求決定日、契約締結先等が同一である50万円未満の案件、4件の予定価格を合計すると148万6,980円であるため、契約課を通して1件の契約とすべきであるにもかかわらず、分割して主管課契約を行っていました。</p> <p>(2) 原因</p> <p>① 日付管理の不徹底</p> <p>修繕依頼を日付管理していなかったため、修繕依頼が上がる都度、契約事務処理を行ってしまったことや決裁過程において、決定権者や決定関与者が修繕依頼の原議を日付ごとに確認する仕組みがなかったことが原因です。</p> <p>② 調達時の物損故障に対する保証の未付帯</p> <p>タブレット調達時に物損故障に対する保証を付帯していないものがあり、落下等による破損の都度、修繕契約をする必要があったため、契約件数も多く、事務処理が煩雑になってしまったことも原因の一つと考えます。</p> <p>(3) 改善措置・再発防止策</p> <p>① 日付管理の徹底</p> <p>修繕依頼を日付ごとに整理して管理するとともに、決裁回付時に管理表を添付し、決定権者、決定関与者が原議の日付と管理表を突き合わせ、契約権限の確認を徹底いたします。</p> <p>② 単価契約の検討</p>

迅速な修繕と効率的で適正な事務処理の両立を図るために、令和5年度から単価契約へ切り替えできるように事業者と協議しながら検討を進めます。

③ 調達時の物損故障に対する保証の付帯

物損故障に対する保証を付帯しているタブレットの修繕実績をもとに、トータル・コスト負担も考慮しながら、調達時には落下等による破損も対象とした物損故障に対する保証を付帯する契約といたします。

(物損故障保証付帯に必要な経費の参考金額)

児童・生徒用及び教員用タブレットすべてに保証を付帯すると仮定した場合、1年間で2千万円程度の経費が必要となると推算しています。

④ タブレット取り扱いに対する注意喚起

修繕件数の減少を図るため、タブレットの取扱いについて改めて教員、児童・生徒、保護者に注意喚起いたします。

指 摘 事 項	措 置 内 容 等
<p>イ 私立幼稚園に対する新型コロナウイルス感染症対策事業補助金の交付について</p> <p>子ども政策課では、私立幼稚園等新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付要綱（以下「都要綱」という。）及び足立区私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付要綱（以下「区要綱」という。）に基づき、私立幼稚園内において、設置者が感染拡大防止のために購入した保健衛生用品等の経費を補助する事業を実施した。補助金の交付にあたっては、都要綱及び区要綱に掲げる交付申請書及び経費を支払ったことを証する書類等を審査し、交付決定を行うこととされていた。</p> <p>ところで、この補助金交付に係る審査状況について監査したところ、インターネット購入によりポイントを取得している申請があった。</p> <p>都要綱FAQでは、「インターネット購入等でポイントを取得している場合には、その取得ポイント分を対象経費から差し引く」とされているが、その是正処理がなされていないことから、交付決定金額に誤りが生じ、補助金の過払いが生じていることが認められた。</p> <p>こうした事務処理は、都要綱及び足立区補助金等交付事務規則に照らし、不適切である。今後このような事務の執行が繰り返されることがないよう必要な改善措置を図りたい。</p>	<p>(1) 事実関係及び原因</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提出された交付申請書及び経費を支払ったことを証する書類に基づき、子ども政策課において審査を行いました。 ・ 通常、インターネット購入により取得するポイントは、購入金額合計欄に並んで表示され、ポイントを差し引いた金額で購入金額が表示されています。 ・ 今回、指摘を受けた件については、ポイントを使用していなかったため、購入金額合計欄にポイントの記載がありませんでした。 ・ このため、取得ポイント分を対象経費から差し引く処理が漏れ、交付決定金額に誤りが生じました。 <p>(2) 是正措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指摘を受けた補助金について、改めて都要綱・FAQ及び区要綱に基づいて審査を行い、交付額変更決定を行いました。 ・ この変更による補助金の過払いについて対象園に説明し、返還処理を行いました。 ・ 東京都へ実績報告の変更を行い、交付額再確定に伴う補助金返還について、返還処理を行いました。

(3) 再発防止策

- ・ 今回指摘のあった事例について、通常の特事例と比較し、誤りのあったポイント等を整理した資料を作成し、係内で情報共有・再発防止の徹底を図ります。
- ・ さらに、同様の補助を支給している部内関係所管にも資料を配付し、再発防止に向け情報の横展開を図ります。
- ・ 今後、インターネット購入がある補助金申請の際は、購入金額欄だけではなく、提出書類全体を見回して、ポイント付与の記載がないか確認を徹底します。
- ・ 各園に対し、今回の事例をまとめた通知文書を作成し、インターネット購入等でポイントを取得した場合には、その取得ポイント分を対象経費から差し引いた金額で申請するよう、申請書に取得ポイントを記入する欄を設け、改めて通知します。
- ・ 通知内容や様式の変更について、事務説明会の機会を捉えて説明を行う等、周知徹底を図ります。